

2007年9月28日

気候ネットワーク 代表 浅岡美恵

## 温暖化防止情報開示訴訟 東京地裁も開示命令！ 国は控訴せず、全面開示せよ。

- 本日、東京地裁も、省エネ法による燃料等の消費量の経済産業省への定期報告書（2003年度）の情報開示を求めた訴訟で、昨年10月5日に名古屋地裁、今年1月30日に大阪地裁判決に続き（国は控訴中）、新日本製鐵君津製鐵所、JFE スチール西日本製鐵所（福山地区）、東ソー南陽事業所についての非開示処分を取り消し、全面的に開示を命じた。
- 本判決は、今日の世界の安全保障問題ともなっている地球温暖化の悪影響を最小限に抑制していくために、高炉製鐵所やコンビナート型苛性ソーダ製造工場のようなわが国の超大口CO<sub>2</sub> 排出事業所にかかる本件数値情報が国民的に共有され、実効性ある排出削減政策の形成に活用されるべきことを、再度、確認したものである。さらに、排出実態の開示を拒み続けている事業者と、かかる事業者が要請するままに正当な理由なく非開示処分とした経済産業省を断罪するものである。東京、名古屋、大阪地方裁判所の開示を命じた判決によって、もはや、司法の判断はゆるぎないものとなった。とりわけ高炉製鐵所について3地裁が開示を命じたことは重い。国は控訴することなく、本判決に服すべきである。
- IPCC 第4次報告書が警告しているように、気温の上昇を2度程度に抑制するために、今後の10～15年の間に世界全体で排出量のピークを迎え、2050年までに半減していかなければならない。そのためには、日本や欧米諸国は、2012年以降も、京都議定書第1約束期間の削減目標よりも大幅の削減を実行していかなければならない。第1約束期間の開始を2008年1月に控え、政府では京都議定書目標達成計画の評価見直しの審議を行っているが、日本の排出量は基準年比7.8%も増加しており、その目標達成は極めて危うい状況にある。炭素税の導入や大口排出事業者の排出枠を設定した国内排出量取引制度など、抜本的排出削減対策の導入が待たなしとなっている。本件数値情報は、こうした経済的仕組みの制度設計にあたって不可欠の情報である。これまでに92%の事業所について開示されているが、経済産業省は、判決で開示を命じられた事業所についてはもとより、非開示処分とした残る8%の事業所すべてについて、すみやかに開示すべきである。

---

問合せ：気候ネットワーク 東京事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-7-3 半蔵門ウッドフィールド 2F

TEL : 03-3263-9210、FAX : 03-3263-9463

E-mail : [tokyo@kikonet.org](mailto:tokyo@kikonet.org)、URL : <http://www.kikonet.org/>

浅岡法律事務所 TEL : 075-211-2774 (携帯 090-2114-4551)